

[事案 30-64] 手術給付金支払請求

・平成 30 年 10 月 9 日 裁定打切り

<事案の概要>

眼瞼内反症の手術に対して保険会社から手術給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<裁定の概要>

申立てを受理した直後に申立人から申立てを取り下げる意向が示されたため、裁定審査会としては、裁定申立取下書の提出を求めたが、提出されず、また申立人と電話による連絡がとれなくなり、手続を継続することが困難であると認められたことから、裁定手続を打ち切ることとした。